会　　議　　録

会議の名称	令和８年第２回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和８年　８月　３日（月）　午後１時３０分から 午後２時００分まで	
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	坂本　浩、小関　信男、新井　千奈美、卜部　真紀、森　佳子
	保険医又は 保険薬剤師代表	澁谷　修一郎、矢代　享一、林　勇毅
	公益代表	山田　高史、広瀬　伸一、石川　悦男、田島　美佐夫
	被用者保険等 保険者代表	茅野　慶典、石﨑　篤史
	市職員	星野　政洋（収納課長）
	事務局	榊田　誉浩（保健部長）、横尾　好宣（保険課長）、 荒川　圭（保険課長補佐兼国保係長）
欠席者	中村　哲哉、荻野　隆史（保険医又は保険薬剤師代表）、小暮　純一（公益代表）、多田　直紀（被用者保険等保険者代表）	
議　題 （次　第）	１　開会 ２　あいさつ ３　新委員の紹介 ４　議事 審議事項（１）令和７年度国民健康保険特別会計決算について （２）令和８年度国民健康保険特別会計９月補正予算について 報告事項（１）本庄市国民健康保険税条例の一部改正について ５　その他 ６　閉会	
配付資料	・会議次第 ・本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿 ・資料１　令和７年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込 ・資料２　令和８年度国民健康保険特別会計予算総括表（９月補正案） ・資料３　本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（本庄市条例第１４号及び第１８号） ・資料４　本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　概要 ・【参考資料】高額療養費制度の見直しについて ・【参考資料】国民健康保険税の年間収納率の推移	

	・国保ミニガイド ・国民健康保険一斉更新同封パンフレット ・令和８年度本庄市国民健康保険税について ・令和７年度版見てなっとく！さいたまの国保
その他特記事項	傍聴人：無
主管課	保健部保険課

会　議　の　経　過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	１　開会
広瀬会長	２　あいさつ 【開会あいさつ】
茅野委員	３　新委員の紹介 【被用者保険等保険者代表；茅野委員が初出席のため自己紹介】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	４　議事 【会長に議事の進行を委任】
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 審議事項（１）「令和７年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算」について、事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（１）についてご説明申し上げます。 【資料１に基づき説明】
議長	これに関連して、現在の国民健康保険税の収納状況の説明をお願いします。
収納課長	収納課からは、令和７年度の国民健康保険税の収納率をご報告させていただきます。お手元に参考資料といたしまして、国民健康保険税の年間収納率の推移をまとめたものをご用意させていただきましたのでご覧ください。 一番右側の令和７年度の欄をご覧ください。まず、「現年度分」につきましては、収納率は９６．０４％で、前年度比０．４４ポイントのプラス、 「滞納繰越分」につきましては、収納率は３６．９０％で、前年度比１．６８ポイントのマイナスとなりました。

	また、「現年度分」と「滞納繰越分」合計での収納率は、９１．２７％となり、前年度比で１．７８ポイントのプラスとなっております。 令和８年度につきましても、引き続き収納率の維持向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。 収納課からは以上でございます。
議長	説明がありました審議事項（１）について、ご質疑等はございますか。 【特になし】 それでは、審議事項（１）については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 【なし、の声】 ご異議がありませんので、審議事項（１）については、原案のとおり承認することとします。 次に、審議事項（２）「令和８年度国民健康保険特別会計９月補正予算について」、事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（２）についてご説明申し上げます。 【資料２に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	説明がありました審議事項（２）について、ご質疑等はございますか。 【特になし】 それでは、審議事項（２）については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 【なし、の声】 ご異議がありませんので、審議事項（２）については、原案のとおり承認することとします。 ご審議いただいた、令和７年度決算及び令和８年度９月補正案につきましては、この後、議会にお諮りすることになりますのでご承知おきください。 次に、報告事項（１）「本庄市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、報告事項（１）「本庄市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明申し上げます。 資料３と、資料４をそれぞれご覧ください。 まず、資料３の１ページから４ページまでの、本庄市条例第１４号による条例改正は、前回の運営協議会で審議、承認いただき、市議会３月定例会で議決されたものです。 ５ページの、本庄市条例第１８号による条例改正は、３月議会終了後、３月３１日公布の政令の改正に伴い、専決処分により行ったものでございます。

	改正内容は、資料４をご覧ください。前回の会議で使用した資料とほぼ同じ内容ですが、黒字部分が第１４号改正、追記した赤字部分が第１８号改正の内容になります。 改めて説明いたしますが、第１４号改正は１点目として、賦課方式を４方式から所得割と均等割の２方式に改め、税率の改定等を行いました。これらの改定に伴い、国保税の７割、５割、２割軽減を受ける場合の額を改定等しました。 ２点目として、子ども・子育て支援納付金に関する改定として、国民健康保険税課税額に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を合算する規定を追加するなど所要の改正を行いました。 次に、さらに改正しました第１８号改正内容が赤字部分になります。 こちらは例年行われております「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の「軽減判定所得の見直し」並びに令和８年度から新設される「子ども・子育て支援納付金分」に係る限度額の設定等によるものでございます。 令和８年３月３１日に「地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号)」が公布され、この中で国民健康保険税に関する改正規定が令和８年４月１日から施行されました。これに伴い、本庄市においても、「本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分により、改正したものでございます。 改正の内容ですが、追記しました改正点１つ目と、３つ目について説明いたします。まず、カラー印刷の【みんなで支える国保の保険税】を合わせてご覧ください。 開いて左側、令和８年度の主な変更ポイントになります。まず、課税限度額の引き上げになります。国保税の「基礎課税額」これはいわゆる「医療分」になりますが、この課税限度額を６６万円から６７万円に引き上げるものです。さらに、「子ども・子育て支援納付金分（子ども分)」については３万円の限度額を新設しました。これによりまして医療分の引き上げ１万円、新設の子ども分の限度額３万円を加え、総額で４万円、限度額の合計は、現行の１０９万円から１１３万円となりました。 次に、追記の２つ目は、国保税の軽減判定の所得基準を見直すものでございます。国保税を算出するにあたっては、一定所得以下の世帯には、均等割、いわゆる一人当たりいくら、という基本額部分を所得に応じて、それぞれ７割、５割、２割減額する軽減制度がございます。 変更ポイント中ほどの表のとおり、５割軽減と２割軽減の算出方法の金額をそれぞれ引き上げました。 具体的には５割軽減の計算式では世帯の被保険者数に乗ずる金額が、３０万５千円から３１万円に変更され、１人当たり５千円分拡大されました。ま

	た、２割軽減では、５６万円から５７万円に変更され、１人当たり１万円拡大されました。 　このことにより、計算式で算出される世帯の軽減判定所得の合計額（上限額）が引き上げられましたので、結果として、5割・２割軽減の対象となる世帯が多くなると想定されます。 　次に、追記の４つ目は、１８歳未満被保険者に対して課する「子ども・子育て支援納付金課税額」の被保険者均等割額を減額する規定を追加するものです。 　お手数ですが、資料３の５ページにお戻りください。具体的には、ページの中ほど、4から始まる段落の部分でございます。この規定により、世帯内にいる１８歳未満被保険者の均等割額は減額、実質ゼロとなります。なお、減額となったすべての１８歳未満被保険者均等割額の総額をすべての１８歳以上被保険者が、１８歳以上均等割（１人当たり１４３円）として負担するという仕組みになっております。 　この改正条例の施行期日は令和８年４月１日でございますが、経過措置として、令和７年度分までの国民健康保険税については、従前の例による、とすることを附則において定めております。 　説明は以上でございます。
議長	説明がありました報告事項（１）について、ご質疑等はございますか。 【特になし】 　ご質問がないようですので、報告事項（１）については終了といたします。 　次に、次第「５．その他」として、事務局から連絡事項がございます。保険課長から説明をお願いいたします。
保険課長	それでは、何点か、事務局よりご連絡申し上げます。 　まず、「高額療養費制度の見直し」について、その後の状況を連絡させていただきます。 　当時の石破内閣において「見直し全体を見合わせる」こととしておりましたが、今般、医療保険制度の持続可能性、必要な医療の提供を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した上で、令和８年８月及び令和９年８月の二段階で制度を見直すこととしております。 　資料は、A4 横綴じ「健康保険法等の一部を改正する法律の各施行日」をご覧ください。１枚目の裏側「高額療養費制度の見直しについて」説明させていただきます。 　第１段階としての令和８年８月の見直しは、低所得者の負担に配慮しつつ、１人当たり医療費の伸びに応じて自己負担額を見直すため、高額療養費の所得区分は現在のままに、各月額上限額を引き上げました。 　具体的には「住民税非課税世帯」の区分は、近年の年金改定率を考慮した引上げとし、他の所得区分よりも配慮し、見直し凍結された時の改定案よりは

	全体的に引上げ幅を抑えております。また、７０歳以上外来の自己負担限度額（外来特例）を引き上げました。 長期療養者に対するセーフティネット機能の強化として、「多数回該当」の限度額を維持し、据え置きました。このとき、月額の自己負担限度額を引き上げた結果、限度額に達せず、多数回該当から外れてしまう場合があることの配慮として年単位の「年間上限」を新設しております。 次に、第２段階として令和９年８月の見直しは、現在の限度額から著しく増加することがないよう配慮しつつも、応能負担の観点に基づき、住民税課税世帯以上の所得区分を１２区分に細分化し、所得が高い層の自己負担限度額は引き上げます。 なお、長期療養者に配慮し、多数回該当や年間上限額は据え置きとするほか、一部（年収２００万円未満）の多数回該当の限度額は引き下げます。 「高額療養費制度の見直しについて」の表及びイメージ図を照らしながらご確認いただければと存じます。 続きまして、本日配付させていただいたそのほかの資料のご案内をさせていただきます。 「国保ミニガイド」は、今回の資格確認書等の一斉更新の際に同封したものでございます。様々な場面でご覧いただき、字引のようにご活用していただければと存じます。 次に、先ほども使いましたカラー六つ折り「みんなで支える国保の保険税」と、緑色の三つ折り「令和８年度本庄市国民健康保険税について」でございます。こちらは、今年度の国保税の納税通知書を送付する際、同封したものでございます。毎年、国保税のお知らせをしているものですが、今年度は税率改定による変更点等について、詳細に案内いたしました。 国保連合会作成の「見てなっとく！さいたまの国保」令和７年度版は、県内の国保の状況がデータでわかるものとなっています。後ほど、ご確認いただければと思います。 最後に、次回の本協議会の日程でございます。会場の都合もございまして、まだ先ではありますが、会長と事前に調整をさせていただき、１１月１１日（水）にお願いしたいと思います。お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。
議長	委員の皆様からご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。 【特になし】 ないようですので、これで次第「５．その他」を終了いたします。 それでは、本日の議事が全て終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

広瀬会長	6　閉会 【閉会あいさつ】

令和　8 年　11月　11 日

会議録署名　　会長　広瀬伸一